

平成16年(モ)第7971号

申立人 シャムスリ他8396名、WALHI

被申立人 国、国際協力銀行

文書提出命令申立に対する意見書

平成16年7月30日

東京地方裁判所民事第49部合議A係 御中

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号

赤坂2.14プラザビル

三井安田法律事務所(送達場所)

電話 03-3224-0020

FAX 03-3224-0040

被告国際協力銀行

訴訟代理人弁護士

前 田

博



同

野 宮

拓



同

中 川 直

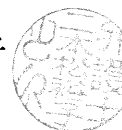
政



同

二 本 松 裕

子



被告JBICは、原告ら2004年（平成16年）7月2日付文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）に係る文書提出命令申立に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

OECF（現JBIC）とインドネシア政府との間に結ばれたコタパンジャンダム建設融資に関する2つの「借款契約」（1990年12月14日付、1991年9月25日付）（以下総称して「借款契約」という。）は、これを取り調べる必要がなく、また、被告JBICにその提出義務はないから、本件申立ては却下されるべきである。

第2 必要性がないこと

1 原告らの主張

原告らは、借款契約は、原告らの請求や被告JBICの不法行為を基礎づける基本的文書であるから取り調べる必要があるとし、以下の点を挙げる。

- (1) ODAは公金を用いてなされる行政活動であり、恣意的に運用されてはならず、ODAの趣旨目的、内容、規模等に応じて、適切なODAの企画・執行を行う義務が、憲法及び条理上当然に被告JBICに課されている。また、ODAは、公行政活動の一貫として行われている業務であり、近代国家においては憲法及び条理上の当然の事理として、当該行政活動の関係者の人権を侵害してはならないという義務に服する（本件申立書9頁）。
- (2) ODAによる開発プロジェクトにおいて、被告JBICは、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のいずれの過程においても主導的な役割を果たし、開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にある（本件申立書9頁）。

- (3) 借款契約は、世界銀行、OECD及びJBIC（OECF）が作成していた基準、国際人権規約、ILO169号条約に定められた非自発的移住に関する基準を契約内容に具現化し、被告JBICがこの基準に従って本件円借款を執行することを自ら義務づけたものである（本件申立書10頁）。
- (4) 借款契約においては、3条件の履行を確保するための具体的な措置が特約されている。被告JBICは、借款契約に特約された同意権の行使に当たり、同意条件として特約に付されていた事項を十分に調査せず、また住民に被害が生じていることを知りながら、日本国と共同して本件プロジェクトの進行に同意しこれを進行させた。これは、原告らに対する不法行為を構成する（本件申立書10、11頁）。

2 反論

- (1) ODAは公金を用いてなされる行政活動であることについて

被告JBIC第4準備書面25頁において主張したとおり、かかる要請は公金の用途について問題とするものであるから、納税者たる日本国民との関係において問題となることがありえたとしても、非居住者たる原告らとの関係で問題となり得るものではなく、被告JBICの原告らに対する不法行為の根拠となりうるものではない。

また、原告らは憲法や条理を義務発生の根拠としているが、被告JBIC第4準備書面25、26頁において主張したとおり、そもそも憲法は、日本の領土外に在留する外国人に対しては基本的人権を当然に保障しているものではない。また、本件においては、被告JBICによって条理上の作為義務が認められるほどに危険な先行行為が行われたという事実は存在せず、条理上の作為義務も認めることはできない。

- (2) 被告JBICが本件事業において主導的な役割を果たしているという点について

被告JBIC第4準備書面27頁ないし34頁において主張したとおり、

本件事業実施主体はあくまでも借入国たるインドネシア共和国政府であるから、被告 J B I C が開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にあるとする原告らの主張は誤りである。

- (3) 借款契約は、非自発的移住に関する基準を契約内容に具現化し、自らを義務付けたものであるということについて

被告 J B I C 第 4 準備書面 4 3、4 4 頁において述べたとおり、本件借款契約は、被告 J B I C とインドネシア共和国政府との間で締結されているものであって、被告 J B I C と原告らとの間で締結されているものではないから、かかる契約を根拠に被告 J B I C が原告らに対して借款契約に基づく義務を負うことはない。よって、借款契約が被告 J B I C 自らを義務付けたものであるという原告らの主張はあたらない。

- (4) 借款契約に特約された同意権の行使について

同意権の有する意義は、被告 J B I C 第 4 準備書面 3 2、3 3 頁において主張したとおり、プロジェクト実施機関によるコンサルタント契約及び請負契約の締結に至る手続に問題がないかどうかを確認する手続の一種であるから、この同意権をもって、融資機関である被告 J B I C が事業実施主体と同様のプロジェクトを進行するか否かの決定権を有していたということとはできない。

また、契約同意のもつ意味が如何なるものであったとしても、被告 J B I C 第 4 準備書面 4 3、4 4 頁において述べたとおり、本件借款契約は、被告 J B I C とインドネシア共和国政府との間で締結されているものであって、被告 J B I C と原告らとの間で締結されているものではないから、かかる契約を根拠に被告 J B I C が原告らに対して借款契約に基づく義務を負うことはない。仮に借款契約によって原告らが影響を受けるとしても、それは被告 J B I C とインドネシア共和国政府の行為の結果から生ずる反射的利益に過ぎない。

(5) 小括

以上のとおり、原告らの主張には何ら合理性がなく、そもそも立証する必要性すらない。したがって、借据契約や所謂3条件も、被告J B I Cの法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、これを証拠として取調べる必要はない。

第3 文書提出義務がないこと

1 原告らの主張

原告らは、借据契約のうち少なくとも3条件に関する規定は、原告らの利益のために作成された条項であるから、利益文書（民事訴訟法第220条第3号前段）に該当すると主張する（本件申立書5頁）。

また、原告らは、借据契約が民事訴訟法第220条第4号の除外文書に該当しない、具体的には職務上の秘密に関する事項を含まないことを理由に、被告J B I Cは借据契約の提出義務を負うと主張する。

2 民事訴訟法第220条第3号前段該当性について

民事訴訟法第220条第3号前段の利益文書とは、当該文書が挙証者の法的地位や権利権限を直接証明し又は基礎づけるものであり、かつ、そのことを目的として作成されたことを要するというのが従来からの通説的見解であり、実務上も確立された解釈である（菊井維大、村松俊夫「全訂民事訴訟法Ⅱ」615頁（日本評論社、1989年）、東京高裁昭和53年11月28日決定判時916号28頁、大阪高裁昭和54年3月15日決定判タ387号73頁、大阪高裁昭和55年7月17日決定判時986号65頁、東京高裁平成5年5月21日決定金融・商事判例934号23頁）。なお、利益文書は、単に挙証者において訴訟上の争点に関連するとしてその証拠調べを希望し、それが自己に有利な結果をもたらすものと予想している文書であるというだけでは、挙証者の利益のために作成された文書とは言い得ないことは多言を要しないところである（前掲大阪高裁昭和54年3月15日決定）。

借款契約は、被告 J B I C とインドネシア共和国政府との間で締結された契約書であって、被告 J B I C と原告らとの間で締結された契約書ではない。また、所謂 3 条件に関連する規定は、被告 J B I C が本件事業に融資するにあたって、プロジェクトの円滑な遂行を目的として事業実施主体たるインドネシア共和国政府が留意すべき事項を定めたものであって、直接原告らの法的地位や権利権限を証明し又は基礎づけることを目的として定められた規定ではない。このことは、借款契約の当事者や借款契約の性質に鑑みても明白である。仮に、かかる条項の存在により、原告らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは被告 J B I C とインドネシア共和国政府の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎない。

したがって、借款契約は、インドネシアの国民である原告らの法的地位や権利権限を直接証明し又は基礎づける目的で作成されたものではないから、民事訴訟法第 220 条第 3 号前段の利益文書には該当しない。

なお、文書提出義務は、裁判所の審理に協力すべき公法上の義務という点で基本的には証言義務と同一の性格を有するものであるから、文書提出義務についても旧民事訴訟法第 272 条ないし同法第 274 条（現民事訴訟法第 191 条、同法第 197 条）、旧民事訴訟法第 281 条（現民事訴訟法第 197 条）の類推適用があると解すべきであり（前掲「全訂民事訴訟法Ⅱ」621 頁、東京高裁平成元年 6 月 28 決定日判時 1323 号 64 頁）、仮に借款契約が利益文書に該当したとしても、後述のとおり借款契約は同法第 220 条第 4 号ロ及びハの除外事由に該当するため、文書提出義務はない。

3 民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ該当性について

(1) 民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ、同法第 197 条第 1 項第 3 号「職業の秘密」該当性について

民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ、同法第 197 条第 1 項第 3 号にいう「技術又は職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会

的地位が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される（最決平成12年3月10日判時1708号115頁）。

この点、借款契約は、借入国の信用力や事業の実施能力に関する情報を色濃く反映するものであるから、公表されないことを当然の前提として締結されるものである。仮に、かかる借款契約が公開された場合、被告JBIC第1準備書面10、11頁及び同第3準備書面3頁ないし5頁において詳細に述べたとおり、被告国や被告JBICが一方的に借入国の信用力及び事業の実施能力に関する情報その他これに密接に関連する情報を公表することになり、当該借入国のみならず、他の円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがある。また、借款契約においては、借入国・実施機関の信用力・事業実施能力に応じて異なる条件を付していることから、ある案件における借款契約が開示されれば、借入国は他国の案件、類似の案件との契約条件の比較が容易となり、既存の借款契約の諸条件の見直しを求められるおそれがあるばかりか、新規の円借款契約における契約条件の交渉においても、開示された借款契約の契約条件とのバランスを意識せざるを得なくなり、相手国の信用力及び事業実施能力の実情に応じた諸条件の設定を行うことができなくなるなど、新規の被告JBICの海外経済協力業務（国際協力銀行法第23条第2項）の遂行に深刻な影響を与え、以後その遂行も非常に困難になる。

したがって、借款契約は、民事訴訟法第220条第4号ハ、同法第197条第1項第3号「職業の秘密」に該当する。

- (2) 同法第220条第4号ハは、「黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」について

その他、同法第220条第4号ハは、「黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」に該当することを要求している。

この点、被告JBIC及びインドネシア共和国政府のいずれも相手方に対

し黙秘の義務を免除した事実はない。

(3) 小括

以上のとおり、借約は、「第197条第1項第3号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが規定されている文書」に該当し、民事訴訟法220条4号ハの文書に該当する。したがって、被告J B I Cに借約の提出義務はない。

4 民事訴訟法第220条第4号ロ該当性について

借約は、その性質上、所謂公務秘密文書（同法第220条第4号ロ）に該当する可能性もあるため、以下その該当性についても検討する。

(1) 同法第220条第4号ロ「公務員の職務上の秘密に関する文書」該当性について

ア 民事訴訟法第220条第4号ロ「公務員」について

同条第4号ロは、国家公務員法等（国家公務員法第100条等）により公務員が守秘義務を負っている事項（いわゆる実質秘に該当する事項）について公務員に証言拒否権が認められている（民事訴訟法第191条、同法第197条）こととの関係上、こうした実質秘に該当する事項が記載されている文書については除外文書とするとしたものである（小室直人等編「別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法2」212頁（日本評論社、1997年））。

かかる本条の趣旨に鑑みれば、本条の「公務員」とは、同法第191条に定める公務員と同様に考えるのが妥当である。この点、同法第191条に定める公務員には、国家公務員、地方公務員のみならず、公務に従事するとみなされる特別法人の職員（たとえば、日本銀行の職員；日銀19条、日本輸出入銀行の役員及び職員；日本輸出入銀行法17条）、行政委員会の職員（たとえば、公正取引委員会の委員長及び委員；独禁29条4項）も含まれるとされている（谷口安平ほか「注釈民事訴訟法（6）証拠

(1) 257、258頁(株式会社有斐閣、平成7年))。

かかる解釈を前提とすれば、海外経済協力基金(OECF)、被告JBICは、具体的には以下の理由により、前述「公務に従事するとみなされる特別法人の職員」に該当すると考えるのが自然である。

すなわち、まず、被告JBICの役員又は職員には、国家公務員の守秘義務(国家公務員法第100条第1項)と同様の守秘義務が課されている(国際協力銀行法第19条)。また、被告JBICは、「一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資する」ことを目的として(国際協力銀行法第1条)、税金や財政投融资等を原資に国際金融等業務及び海外経済協力業務を業務とする機関であるから、「公務に従事する」とみなされる特別法人に該当すると考えられる。さらに、海外経済協力基金法第19条の規定(丁A第9号証)及び国際協力銀行法第20条(丁A第8号証)は、日本輸出入銀行役員等の「公務員」該当性を基礎付ける前述日本輸出入銀行法第17条の規定「(役員及び職員の地位)第17条 日本輸出入銀行の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」と全く同一の規定である。加えて、現在の国際協力銀行は、海外経済協力基金と日本輸出入銀行の権利義務を承継して設立された特殊法人である。

以上の理由によって、海外経済協力基金又は国際協力銀行の役員及び職員も、民事訴訟法第220条第4条ロ「公務員」に該当すると考える。

イ 民事訴訟法第220条第4号ロ「職務上の秘密」について

「職務上の秘密」とは、職務上知得した事項であって、その公表が公益

を害すべき性質のものをいう（大判昭和10年9月4日法律新聞3886号14頁）。

借款契約や所謂3条件の内容は、被告JBICが海外経済協力業務（国際協力銀行法第23条第2項）を遂行するにあたって知りえた事実であるから、当然「職務上知得した事項」に該当する。

また、被告JBIC第1準備書面10、11頁及び同第3準備書面3頁ないし5頁において詳細に述べたとおり、一般に借款契約は、借入国の信用力や事業の実施能力に関する情報を色濃く反映するものであるから、非公開を前提として締結されるものである。仮に、被告国や被告JBICが一方的に借入国の信用力や事業の実施能力に関する情報やこれに密接に関連する情報を公表した場合、当該借入国のみならず、他の円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがある（丁A第15号証「答申書」5頁）。また、借款契約は、借入国・実施機関の信用力・事業実施能力に応じ異なる条件を付していることから、借款契約が開示されれば、借入国は他国の案件、類似の案件との契約条件の比較が容易となり、既存の借款契約の諸条件の見直しを求められるおそれがある。さらに、新規の円借款契約における契約条件の交渉においても、開示された借款契約の契約条件とのバランスを意識せざるを得なくなり、相手国の信用力及び事業実施能力の実情に応じた諸条件の設定を行うことができなくなるなどの不利益が生じ、公的事业である円借款事業の円滑な実施を行うことができなくなるおそれがある。このように、借款契約や所謂3条件が公表された場合、被告JBICと借款契約締結国その他諸外国との信頼関係が損なわれ、今後被告国や被告JBICが諸外国との間で行う外交政策、契約交渉に多大なる影響を与えることとなり、公益は間違いなく害されることとなる。

以上のような理由から、借款契約及び所謂3条件はいずれも「職務上知得した事項であって、その公表が公益を害すべき性質のもの」に該当する。

- (2) 同法第220条第4号ロ「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるもの」について

借款契約又は3条件を開示した場合、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれ」、すなわち被告JBICの海外経済協力業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることは、前述第3の3(1)、第3の4(1)イ、被告JBIC第1準備書面10、11頁及び同第3準備書面10、11頁にて詳細に述べたとおりである。さらに、借款契約は、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したものであるから、これが公表されると融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれがあるばかりでなく、ひいては、借入国の信用を毀損したり、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも多大なる悪影響を与えるおそれも存する。

- (3) 小括

以上のとおり、借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書である。よって、借款契約は、民事訴訟法220条4号ロの公務秘密文書に該当し、被告JBICに借款契約の提出義務はない。

以上